

家賃の支払いについて一人で悩んでいませんか！

新型コロナウイルスの影響による家賃滞納に関する相談などもひとりで悩まずご相談ください。

窓口では、専門相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や解決までのお手伝いをします。
感染拡大防止対策を行ったうえで、相談を受け付けておりますが、事前に予約をお願いします。



豊見城市就職・生活支援パーソナルサポートセンター
(豊見城市社会福祉協議会)
電話：098-850-1067

口座振替のご利用はいかがですか

皆さんからこんなご相談を多くいただいております。

毎月家賃を支払いに行くのが大変！



支払うたびに現金を持ち歩くのが心配！



キャッシュレス決済に興味ある！



不要不急の外出を今は控えたい！



■預金口座振替依頼書を金融機関窓口へ直接ご提出ください。

1つでもあてはまった方は
口座振替をおすすめします。

非接触で
安心・安全

取扱銀行一覧

琉球銀行、沖縄銀行
沖縄海邦銀行、JA沖縄



ジュウコウくん

とみぐすくしかいりょうじゅうたく 豊見城市改良住宅だより

2021

夏号

第3号



【発行】沖縄県住宅供給公社 住宅部 住宅管理課

<http://www.ojkk.or.jp>

検索



新型コロナウイルス 感染防止の徹底を！

もくじ

- 新型コロナウイルス感染防止の徹底を！ 1
- 【お願い】孤独死を未然に防ぐために 2
- 家賃減免制度について 2
- 収入再認定に関するお知らせについて 2
- 共益費の未納はありませんか 2
- 大雨・台風の備えについて 3
- 共同生活のルールを守りましょう 3
- 家賃の支払いについてのご相談 4
- 口座振替のご利用について 4
- お問い合わせ窓口について 4

沖縄県内において、新型コロナウイルス感染が多数報告されているため、基本的な感染症対策を必ず徹底しましょう。

ウイルス感染防止の3つの基本

- ① 身体的距離の確保 ② マスクの着用 ③ 手洗い

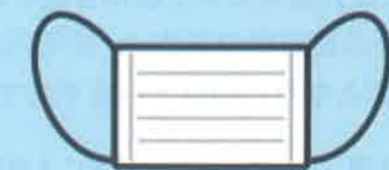
① 3密を避ける

- ・換気の悪い密閉空間
- ・多数が集まる密集場所
- ・間近で会話や発生をする密接場所



② 正しいマスクの装着方法

- ・鼻と口の両方を確実に覆う
- ・フィットするように調節する



③ 手洗いの、5つのタイミング

- ・公共の場所から帰った時
- ・咳やくしゃみ、鼻をかんだ時
- ・ご飯を食べる時(前と後)
- ・病気の人へのケアをした時
- ・外にあったものに触った時



☆沖縄県住宅供給公社へのお問い合わせについて☆

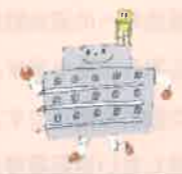
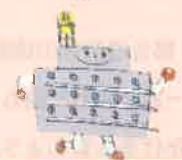
受付時間:8:30~17:15(土日祝日・年末年始は除く)

- 名義の変更や同居者の承認、連帯保証人に関する事《入居係》 ☎098-917-2206
(例:親族を同居させたい)
(例:名義人の死亡、離婚)
(例:連帯保証人の死亡、転職、住所や電話番号の変更)
- 県営住宅退去・減免申請、
入居者の異動、収入申告に関する事《収入調査係》 ☎098-917-2435
(例:結婚や進学・就職によって団地から転出)
- 駐車場(車庫証明発行、契約・解除手続き等)に関する事《駐車場係》 ☎098-917-2437
(例:車両を変更した、駐車場を使用しなくなった等)
- 家賃支払いに関する事《収納係》 ☎098-917-2436
- 修繕の申込・相談に関する事 ☎098-917-2438
- 模様替え申請に関する事《施設整備係》

※修繕の受付については、月曜日及び休日の翌日の午前9時から10時までの時間帯は、電話が混み合いつながらにくい状態となる場合もございます。お急ぎでない方は他の時間帯をご利用ください。

※営業時間外、土日、祝祭日、年末年始の修繕については、下記の修繕業者へご連絡していただくようお願いいたします。

(株)大雄土木 ☎080-8390-3898



【お願い】孤独死を未然に防ぐために

今日、少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の多様化など社会情勢の変化に伴い、私たちの身の回りの地域社会や家庭の様相は大きく変容しています。豊見城市においても、集合住宅を中心に住民の入れ替わりが多く地域コミュニティの希薄化が進んでいます。

おかしいなと思ったら連絡をお願いします。



- 最近、姿を見かけない。
- 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- 洗濯物がほしたまになっている。
- 部屋の電気が消えたまま、ついたまま等

沖縄県住宅供給公社 入居係 098-917-2206

自分をまもり、大切な人をまもり、地域と社会をまもるために！

新型コロナウイルス
接触確認アプリ
COCOA

STOP! 感染拡大
LINEコロナ
お知らせシステム
(愛称: RICCA)
もしもの時に、接触の可能性を
お知らせします。

接触確認アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです

共益費の未納はありませんか？

共益費は、共同生活に欠かせない経費です。

共同施設等は、この共益費により維持管理されており、**入居者全員で負担する義務**があります。共益費の徴収及び必要経費の支払い、住宅内の清掃活動など、住民のみならず組織する管理組合(自治会等)が主体となり行われていますので**滞納がないよう**お願いいたします。

・次の費用は「共益費」として、家賃とは別に入居者全員で負担していただきます。

- 1.市改良住宅内の外灯、階段・廊下灯、給水ポンプ、エレベーターなど共用部分の電気料金
- 2.集会所等の共同施設の使用に要する費用(電気・ガス・水道など)
- 3.共同施設や設備の維持・修繕費用
- 4.ゴミ置き場等共同施設にかかる汚物やゴミの処理、屋内外排水管の清掃、浄化槽の維持

家賃減免制度について

病気療養や災害等により世帯収入が一時的に著しく減少し、住宅使用料(家賃)の支払いが困難である場合に利用可能。家賃減免が適用される期間は原則、申請が受理された翌月から当該年度までです。その間、住宅使用料(家賃)の一部が免除となりますが、減免申請には所得基準やその他申請要件がございますので、詳しくは公社へお尋ねください。

収入再認定に関するお知らせ

令和3年度の家賃について、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年と比べて令和2年の収入が著しく減少した世帯については、失職、転職以外の事由による収入の変動についても見直しができる場合があります。

なお、家賃の見直しは、申請月の翌月からの適用となります。

詳しくは、収入調査係までお問合せください。

収入調査係 (098) -917-2435



大雨・台風への備えについて

大雨・台風の災害時には、下記の内容を参考に、ご自身でできる一次対応をお願いいたします。

●強風への備え

- ・ガラス破損被害防止のため、風に飛ばされる危険のあるもの(洗濯ハンガー、鉢植え、物干し竿等)は室内に入れましょう。
- ・外から物が飛んできた場合に備え、サッシを施錠した上でカーテン等を閉めて置きましょう。
- ・窓ガラスに飛散防止フィルムを貼ることや、養生テープでX印のようにクロスして貼るのも効果的です。

●居室内の浸水対策

- ・バルコニーの排水溝は日頃からきれいに清掃しておきましょう。
- ・窓やサッシから雨水が吹き込んだ場合、サッシの下枠(レール)に雑巾やタオル等で壁を作るようにして水をせきとめてください。また、こまめに水分をふきとりましょう。
- ・窓周辺の家財や家電は被害を受けない場所に移動させ、電気コンセントは漏電、ショート、感電などの事故が発生する可能性があるので抜いておきましょう。

気象情報の検索→

検索

<https://www.jma-net.go.jp/okinawa/>



共同生活のルールを守りましょう！



市改良住宅は共同住宅であり、日常生活のさまざまなことについて約束事やルールがあります。それらを守っていただくことが、みなさんの快適な生活につながりますので皆様のご理解・ご協力をお願いします。

○**犬・猫・鳥等の飼育や餌付けは禁止されています。**

飼育や餌付けを行い、他の入居者に迷惑や危害を与えた場合には、住宅の明渡しを求める等、入居者の不利益になることがあります。

○**清掃活動等に参加しましょう！**

住宅敷地内の清掃や草刈り、中低木の剪定等に積極的に参加し、みんなで協力して暮らしやすい環境整備に努めましょう。

○**排水管の清掃をしましょう！**

台所流し台、洗面台、浴室、洗濯機及びトイレの排水管が詰まらないよう定期的に清掃をしましょう。

○**部屋の換気を心がけましょう！**

室内のカビの原因となる湿気をなくすためには、換気を行い屋外の乾いた空気を取り入れること等が大切です。家具の配置等を工夫して、空気の流れがよくなるよう効果的に換気を行いましょう。

○**駐車違反、自転車等の放置は大変迷惑です。**

通路等への違法駐車は緊急車両の通行の妨げや事故につながる恐れがあります。また駐車場へ契約車両以外の物やバイクの放置も禁止です。自転車等は決められた場所に駐輪し、使用しない自転車等は必ず個人の責任で処分してください。

○**生活音に気をつけましょう。**

生活音は、上下階や両隣に響きますので音には十分注意してください。日常的な音でも生活時間の違いによって感じ方は異なりますので、特に深夜や早朝等は大きな音を出さないようお互い気をつけましょう。

○**火事に注意しましょう。**

タバコやストーブ等、火元の管理は十分注意し、火災訓練等で日頃から備えましょう。**※火災保険への加入を推奨しています**

○**喫煙マナーを守りましょう！**

市改良住宅では、入居者が周辺環境を乱し、他に迷惑を及ぼす行為は禁止されています。共用部分での喫煙や過度なベランダでの喫煙により、受動喫煙にお困りの声が寄せられています。喫煙マナーを守り他の入居者に受動喫煙をさせないようにしましょう。

○**避難経路に物などを置いてはいけません！**

ベランダや通路等に物を置くことは、災害時に避難する上で非常に支障をきたします。絶対にやめてください。

○**災害に備えましょう！**

災害に備えて、災害時の行動や連絡方法、集合場所等の確認をしましょう。またいざという時に住民が丸となって協力・支援しあえるよう、日頃から近隣の方と声かけをしましょう。